

運輸防災マネジメント



北紋バス株式会社

防災マニュアル

令和7年4月1日



目 次

はじめに 1.目的 2.基本方針 3.防災マネジメントの取組指針	2~3
第1章 災害時における組織体制	4
第2章 緊急連絡網	5~7
第3章 情報の管理	8
第4章 初期活動一覧表	13~15
第5章 復旧対策	16
第6章 災害予防対策	17
第7章 防災訓練・防災教育	18
第8章 地域に貢献	19~20
別 紙 防災グッズ一覧・(詳しい内訳).....	21~

はじめに

地震、水害、火災などの災害に対処するため、ここにマニュアルを定める。

このマニュアルは、北紋バスの社員や資産、業務の推進等に大きな被害をもたらすあらゆる災害に対し備えるためのものである。

1.目的

この手引きは、運輸防災マネジメントの取組として自然災害に対する備えと非常時の対応に関して、安全確保と円滑な避難誘導ならびに早期復旧に関する対策を整備し、人命の安全と被害の軽減を図ることを目的とする。

2.基本方針

自然災害の発生時には「安全はすべてに優先する」の方針に則り次に掲げる通りとする。

- (1)お客様ならびに社員と関係者の安全確保を最優先とする。
- (2)バス車両ならびに施設の安全確保および運行業務を維持する。

3.防災マネジメントの取組指針

(1)代表取締役が主導となり、運輸安全マネジメントの一環として自然災害の発生に備え、

PDCA サイクルによる防災体制を整える。

(2)自然災害発生時に迅速かつ冷静に対応できるよう、取組に関する指導や実地訓練等

を実施し、防災意識の向上を図り災害発生時の安全確保と被害拡大防止に備える。

(3)日頃から自然災害リスクの見直しや、取組に関する改善点などの洗い出し、防災体制の

有効性を検討し、対応能力の向上を図る。

(4)防災マネジメントの取組について継続的改善を行い、安全確保と被害拡大防止ならびに

事業継続および早期復旧に努める。

このマニュアルによって迅速かつ的確な行動をとることが、災害による被害を軽減することとなるので、

全社員は、予めこの内容をよく理解しておかなければならない。

第1章 災害時における組織体制(災害対策本部の設置)

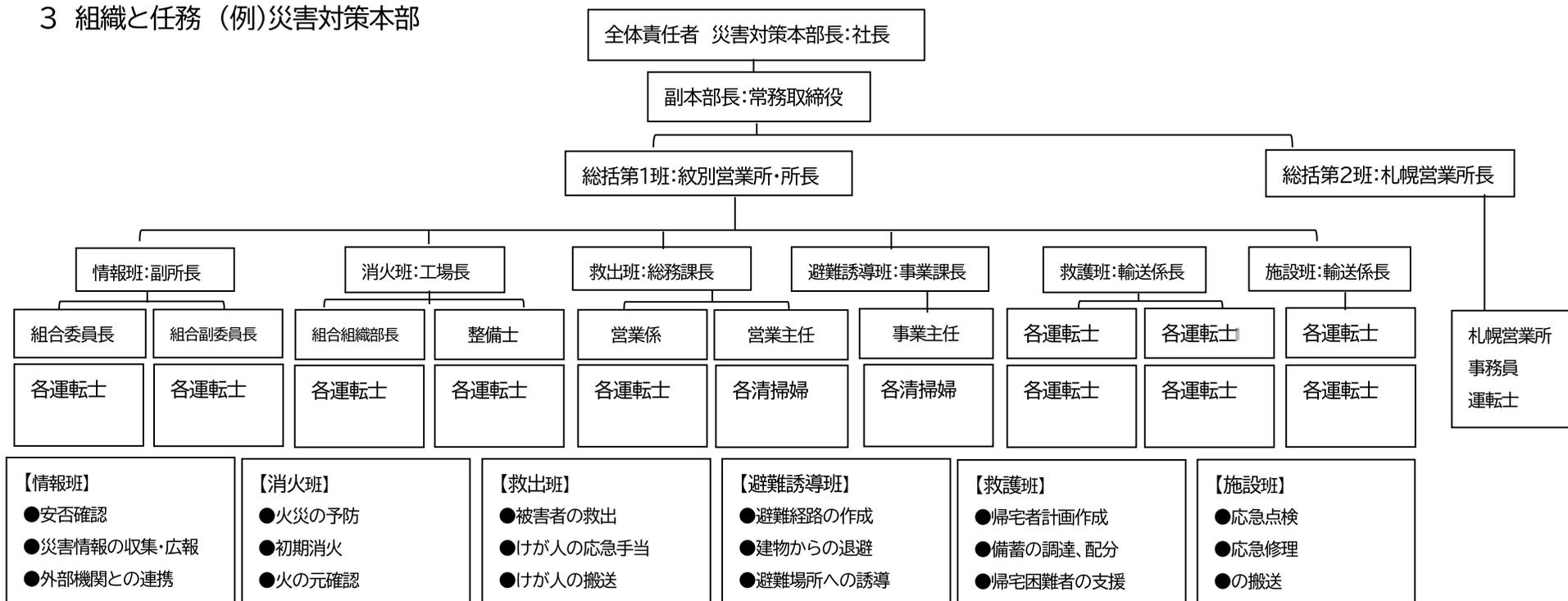
1 設置時期 (例)地震の場合、震度5強以上、その他豪雨などの大災害発生時

(社長の指示によるか、社長不在時には職制最上位者が判断する。)

2 設置場所 北紋バス株式会社(北海道紋別市元紋別 678 番地)2 階会議室

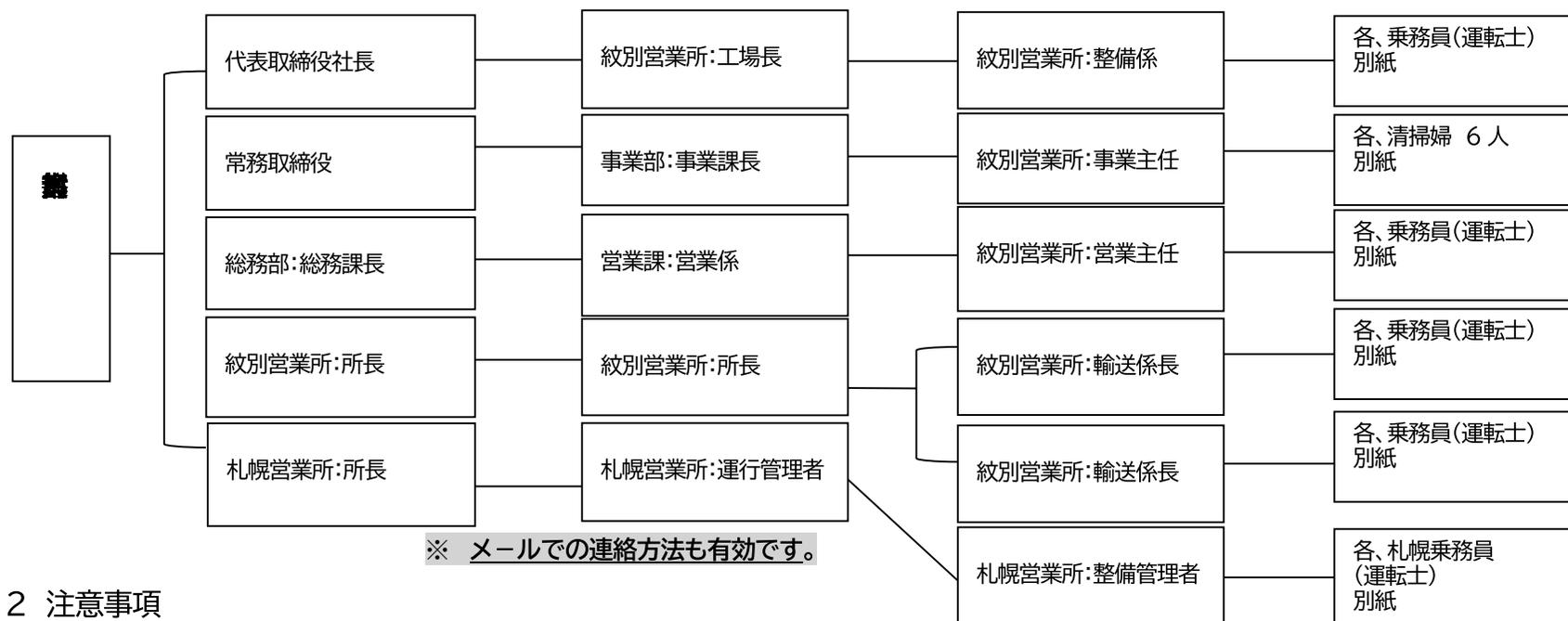
必要機材	電話機、携帯電話、ファックス、パソコン、ワープロ、プリンター、複写機、事業所配置図、平面図、組織図、緊急連絡網、社員名簿、救急箱、飲料水、非常食糧、毛布 など
------	---

3 組織と任務 (例)災害対策本部



第2章 緊急連絡網 ※【別紙:緊急体制・連絡体制図】【従業員名簿】にて全員に連絡

1 社員の安否確認・動員



2 注意事項

- (1) 災害が発生した時、速やかに指定された次の社員へ連絡する。
- (2) 長電話は避けて、連絡は簡潔に行う。
- (3) 次の社員と連絡がとれないときは、その社員をとばして次の社員へ連絡する。
- (4) 連絡がとれない社員については、本部が指定した者(連絡がとれない社員宅の最寄に住む社員等)が直接訪問する。
- (5) 被災してケガをしたり、被害を受けた社員に対し必要なサポートを行う。
- (6) この緊急連絡網は、災害対策本部からの情報伝達用としても使用される。

第3章 情報の管理

1 収集方法等

項目	収集方法	責任者
社員の安否確認	・所属単位に安否情報の確認(休日等は、緊急連絡網により安否確認)	紋別営業所:所長
建物の被害状況の把握・記録	・社員から被害情報を収集 ・建物内にテナント(店舗等)があればテナント社員からも情報を収集 ・異常があれば建物管理業者に連絡	紋別営業所:副所長
設備、物品等の被害の把握	・社員から被害情報を収集 ・建物内にテナント(店舗等)があればテナント社員からも情報を収集 ・異常があれば建物管理業者に連絡	紋別営業所:係長
ライフラインの被害状況把握	・関係機関から情報を収集	紋別営業所:係長
テナントの被害状況把握	・テナント(店舗等)があれば電話確認又は巡回訪問により収集	総務課長
関係業者との連絡	・関係業者一覧表	事業課長
その他関係機関との連絡	・関係機関緊急連絡先一覧	常務取締役

2 注意事項

- (1) 建物内の社員、社外出務中の社員の安否確認を行う。
- (2) けが人の有無(傷病程度も)を把握し、必要な応急措置を行う。
- (3) 収集した情報は、災害対策本部室の壁にまとめて張り出すなどして(誰にもわかる方法により)情報の一元管理を図る。
- (4) 災害対策用社員の招集と、自宅待機社員の振り分けを行う。
- (5) 勤務時間外に発生した場合には、参集者で災害対策本部を立ち上げる。

3 関係業者一覧表

別紙： 北海道運輸局・各支局連絡先名簿

関係機関緊急連絡先一覧

紋別市防災関係業者等一覧表(警察・公共機関・病院・ライフライン)

第4章 応急救護・初期消火・避難等

1 初期活動一覧表

情報班	社員の安否確認	・ 所属単位に安否情報の確認(休日等は、緊急連絡網により安否確認)
	建物、設備、物品等の被害状況の把握・記録	・ 社員から被害情報を収集 ・ 建物内にテナント(店舗等)があればテナント社員からも情報を収集 ・ 異常があれば建物管理業者、施設・物品等の業者に連絡
	ライフラインの被害状況把握	・ 関係機関から情報を収集
	テナントの被害状況把握	・ テナント(店舗等)があれば電話確認又は巡回訪問により把握
	関係業者との連絡	・ 関係業者一覧表
	その他関係先との連絡	・ 防災関係機関一覧表
消火班	初期消火	(1) 火災を発見した場合は、大声で周囲の人に知らせる。 (2) 119番通報を行う。 (3) 火災が大きくならないうちに初期消火に努める。(消火器、消火栓、水バケツ など) ※ 大規模災害時には、消防車の到着が遅れることを考慮する。
	火の元確認	・ 地震発災後、建物内火気使用場所の確認 ※ 「点検場所」○○ビル 地下店舗(地下施設)、湯沸室、燃料庫 など ・ 事業所特有の危険施設がある場合の火の元確認 ※ 特殊な消火方法がある場合への対応の準備
救出班	被害者の救出	・ 建物、備品等の下敷きになった被害者の救出(2次災害に注意) ※ 事業所にある資機材の活用
	けが人の応急手当	・ 救急車到着前に軽易な応急手当(救急セット・AED等は、誰でもわかる場所に設置)
	搬送	(1) 救急車到着時は救急隊員の誘導 (2) 救急車到着が困難又は長時間を要する場合は、救出班で搬送

避難班	避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に定めた経路に基づいて避難誘導を行う。 ※ 外来者是不慣れであるので避難誘導にあたっては特に気を付ける。
	避難場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震時 → その場で身を守り、落ち着いたら事前に定めた広場へ ・ 津波、洪水、高潮時 → 原則として2階以上の高い所へ ・ 火災時 → 屋外の安全な場所へ
	非常持ち出し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常時持ち出し袋を準備しておく。 ※ 応急手当セット、ラジオ、懐中電灯、社員名簿 など
	大地震発生時の集合場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話も使用できなくなるような壊滅的な大被害をもたらす大規模災害時には、会社近くの公園など予め指定した集合場所へ避難する。(全社員に事前に周知徹底しておく。) ・ 集合場所などの変更や集合場所に集まることができない場合は、「災害時伝言ダイヤル171」を利用する。
救護班	備蓄持ち出し、調達、配分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄品を確認し、避難者への配分準備をし、配分する。 ※ 長期化が予測される場合は、配分数を考慮する。 ※ 備蓄品での対応困難な場合を考慮して、調達先を事前調整しておく。
	帰宅困難者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰宅者計画に基づいた対応 ・ 待機場所・待機に必要な備蓄品を準備する。 ・ 待機場所での情報共有、物品支援、精神的支援(心のケア)を行う。
施設班	応急点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2次災害防止、復旧見通しを立てるための被害把握をする。 ・ 再稼働の前には応急的な点検をする。 ※ 専門技術者の点検が必要な場合を考慮し事前に調達しておく。
	応急修理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社員で修理可能な備品等は速やかに修理する。 ・ 専門技術者の修理のための、修理結果を記録しておく。 ・ 専門技術者到着後は、修理現場に立ち会い確認する。 ※ 緊急時の応急修理のための工具、部品等を事前準備する。

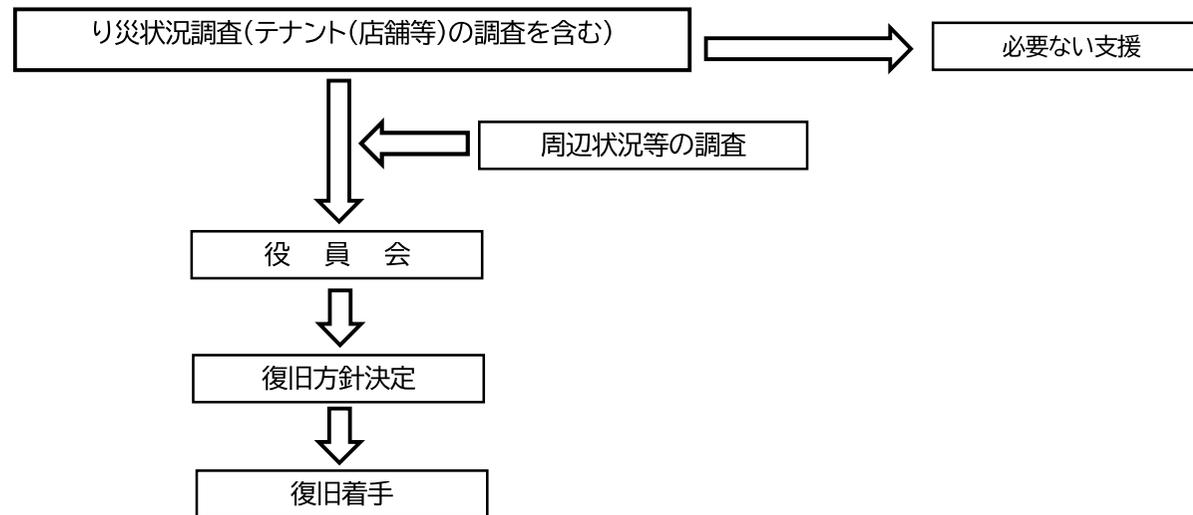
2 地震発生時の心得

地震発生時の心得10ヶ条

- (1) **まずわが身の安全を図る**
地震が発生したら、まず丈夫なテーブル、机などの下に身をかくして、しばらく様子を見る。
- (2) **すばやく火の始末**
大地震で最も恐ろしいのは火災。地震を感じたら落ち着いて、冷静に、すばやく火の始末。
- (3) **火が出たらまず消火**
万一出火した場合には、初期の内に火を消すことが大切。周囲に声をかけあい皆で協力して初期消火に努める。
- (4) **あわてて外に飛び出ない**
屋外は屋根瓦、ブロック塀、ガラスの飛散など危険がいっぱい。揺れがおさまったら外の様子を見て、落ち着いて行動する。
(外へ出るときは、ヘルメットや頭巾などをかぶって出る)
- (5) **危険な場所には近寄るな**
狭い路地、塀ぎわ、ブロック塀の傍など、危険な場所にいるときは急いで離れる。
- (6) **がけ崩れ、津波などに注意**
がけ崩れ、津波など危険区域では、素早く安全な場所に避難する。
- (7) **正しい情報で行動**
テレビやラジオ、防災機関からの情報で行動し、デマに惑わされないよう注意する。
- (8) **人の集まる場所では冷静な行動**
あわてて出口や階段に殺到せず、係員の指示に従う。
- (9) **避難は徒歩で、持ち物は最小限に**
避難は自動車、自転車は使わず徒歩で。また、身軽に行動できるよう荷物は必要最小限にとどめ、背負うなど両手をあける。
- (10) **自動車は左に寄せて停車**
カーラジオの情報に注意する。走行できない場合は左に寄せて停車してエンジンを止める。
車を離れて避難する時は、キーはつけたままで、ドアロックはしない。車検証などの貴重品を忘れずって徒歩で避難する。

第5章 応急救護・初期消火・避難等

1 復旧の流れ



2 留意事項

(1) 事務所使用不能時の仮事務所の場所を決めておく。

- ・ 第1候補 組合事務所
- ・ 第2候補 整備工場内

(2) 被災した建物の警備体制を確保する。

(3) テナント(店舗・営業窓口等)の移転先の確保と他のビルからのテナント(店舗・営業窓口等)の受け入れに協力する。

(4) 地域の救援活動および復旧計画に積極的に協力する。

第6章 災害予防対策

1 事務所の建物、その他諸施設の耐震強化

- (1) 建物の全般的定期点検と補強及び補修工事の必要項目を洗い出し、計画的に実施する。
- (2) 看板、ブロック、ガラス等の落下転倒防止対策を実施する。
- (3) ロッカー等の転倒防止を実施する。
- (4) ストーブ、湯沸かし器等火器使用設備、危険物施設、消防用設備等の安全確認と点検を実施する。
- (5) パソコン、複写機、FAX等情報機器類の安全対策(固定)を実施する。

2 重要書類の保管と非常持ち出し袋の準備

- (1) 重要書類は、耐火金庫に保管する。
- (2) 非常用持ち出し書類は、最小限とし、火災又は爆発の危険性のあるときに限る。
- (3) 非常用持ち出し袋に下記のことを準備し、責任者は内容物の数量および有効期限を確認して常に使用可能な状態にしておく。
- (4) 非常用持ち出し袋は、2階会議室、整備工場等に1セットは準備する。

別紙:防災グッズ一覧表 (紋別営業所・札幌営業所)

3 非常用備品の管理

大規模災害を想定した場合の非常用備品は下記のとおりとする。

備蓄の管理責任者は、毎年9月1日【防災の日】に、内容物及び数量、期限等を確認し災害対策本部長に報告する。

別紙:防災グッズ一覧表（紋別営業所・札幌営業所）

第7章 防災訓練・防災教育

1 防災訓練

いざという時に、迅速かつ的確に行動がとれるよう、総合防災訓練を毎年1回以上実施する。

※ 9月1日の「防災の日」、8月30日～9月5日「防災週間」に合わせて訓練を実施することが望ましい。

以下の項目を意識して防災訓練を実施する。

- (1) 災害対策本部の組織に関すること
- (2) 災害対策室の設置及び運用に関すること
- (3) 社員の任務と行動基準に関すること
- (4) 各班の活動マニュアルに関すること
- (5) 大規模災害時の初動に関すること
- (6) 火災発生時の安否確認に関すること

2 防災教育

防災教育を毎年1回以上実施する。

- (1) 防災イベントの開催
- (2) 防災講演会の開催

3 その他

消防機関などが行う事業所の応急手当普及員講習会への参加や、道・市町村が行う防災講演会、講習会などに積極的に参加して防災意識の向上を図る。

第8章 地域への貢献

1 地域への救助・救援

応急救護	社員による救助	<ul style="list-style-type: none">・ 社員の安全を確認したら、速やかに地域の人命救助にあたる。・ 行動は2名以上を基本とし、組織力を生かして救助にあたる。・ 機械力、技術力を生かして救助活動にあたる。
	社員による応急措置	<ul style="list-style-type: none">・ 被災者の応急手当を実施する。
	医療機関への搬送	<ul style="list-style-type: none">・ 119番通報により救急車を要請する。 同時多発災害の場合は、社用車により最寄りの病院へ搬送する。（搬送先病院：広域紋別病院など）
初期消火	初期消火	<ol style="list-style-type: none">(1) 火災を発見した場合は、大声で周囲の人に知らせる。(2) 119番通報を行う。(3) 火災が大きくならないうちに初期消火に努める。自衛消防隊を主力とした消火活動（消防車、消火器、消火栓、水バケツ等）※ 大規模災害時の場合には、消防車の到着が遅れることを考慮する。

2 避難者への支援

避難者への支援	避難場所の提供	・ 被害が大きく避難場所が不足する場合、社内の施設の一部を開放する。 (具体的に、2 階会議室、整備工場)
	備蓄品の提供	(1) 発災当初は、特に食糧、衣料品、医薬品等が不足するので、備蓄品等の提供に努める。 (2) その後は、避難所等の状況を確認し、不足品の提供に努める。
	情報の提供	・ 災害情報の提供を行う。(被災状況、避難所開設情報 など)

3地域の各種行事に参加

自治会等との信頼関係構築	防災訓練に参加	・ 市主催及び自治会主催の防災訓練に積極的に参加する。
	納涼行事等に参加	・ 納涼行事等に参加し、積極的に地域との交流を深める。
自治体、他事業所との連携	自治体との連携	・ 自治体と防災に関する協定を締結し災害に備える。
	他事業所との連携	・ 他事業所と防災に関する協定を締結し、災害に備える。 A社:人的支援 B社:機械・部品等の提供 C社:輸送支援 D社:装備品支援